

役員等の報酬等に関する規程

平成29年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人帯広市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員、評議員、顧問、各種委員会等の構成員(常勤の役員を除く)に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事並びに評議員、顧問、各種委員会等の構成員(常勤の役員を除く)をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対する報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、正副会長会議、理事会、監査、評議員会及び各種委員会並びに本会を代表し、関係する機関が実施する事業等に出席したときは、費用弁償として2,000円を支給する。

(旅費の支給)

第5条 役員等が、その職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定にかかわらず「旅費支給規定」を準用する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 次の規定は廃止する。

平成29年4月1日制定 役員等の費用弁償支給規程